

7 か国憲法改正手続比較表

	要件		改正回数	備考
	議会	国民投票		
アメリカ合衆国憲法 (1787年制定)	<p>【5条】</p> <p>①連邦議会の両院の3分の2の賛成による修正の発議 +</p> <p>②全州の4分の3の州議会の賛成</p>	なし	27回	戦後の6回の改正は、4回が国の基本的な運営方法に関する改正(大統領の三選禁止等)、2回が選挙権関連(選挙権の18歳以上の者への保障等)
フランス 第5共和国憲法 (1958年制定)	<p>【89条】</p> <p>①政府又は議会在憲法改正案を提案 +</p> <p>②憲法改正案を上下両院で過半数の賛成で可決 +</p> <p>③両院合同会議で有効投票の5分の3以上の賛成(政府提案の場合のみ)または国民投票</p>	あり 過半数 (ただし不可欠ではない。 両院合同会議の5分の3以上の賛成で代替可能)	24回	24回の改正はほぼ国の基本的な運営方法に関する改正 ※憲法改正規定自体の改正は、明文で禁止されている。
ドイツ 連邦共和国基本法 (1949年制定)	<p>【79条】</p> <p>①連邦議会の総議員の3分の2以上 +</p> <p>②連邦参議院の出席議員の3分の2以上 (79条)</p>	なし	57回	1990年東西ドイツ統一以降の12回の改正は、男女同権の促進規定の追加、環境保護規定の追加、盗聴捜査拡大のための改正、動物保護規定の追加、核エネルギーに関する州への委任行政の要件の追加等、多様。 ※人間の尊厳や人権を侵害する憲法改正は禁止される。 ※現行の憲法秩序を排除する憲法改正に対して抵抗する権利が国民に認められている。

<p>イタリア共和国憲法 (1947年制定)</p>	<p>【138条】 ①各議院の出席議員の過半数の可決 + ②①から3か月以上の間隔を置いた、再度の投票において、各議院の絶対多数の可決 (但し特別の国民投票規定あり。)</p>	<p>議員の5分の1から異議が出されると、国民投票に付され、有効投票の過半数で改正</p>	<p>15回</p>	<p>基本的に国の基本的な運営方法に関する改正。その他、旧王家の子孫の選挙権・公職就任権の承認関連、男女平等の促進を定める規定の追加や、死刑禁止の例外規定の削除など。</p>
<p>カナダ 1867年憲法・1982年憲法</p>	<p>【41条以下】 ①連邦議会上院・下院の過半数による議決 + ②3分の2以上の州議会の議決 (ただし議決した州人口が全体の過半数あること)</p>	<p>なし</p>	<p>18回</p>	<p>多くが国の基本的な運営方法に関する改正。 ※憲法改正規定等の改正は、上院、下院、及びすべての州の議会の決議により承認された場合に限られる。</p>
<p>中国 1982年憲法</p>	<p>【64条】 ①全人代代表の5分の1以上による提議 + ②全人代の全代表の3分の2以上の賛成</p>	<p>なし</p>	<p>4回</p>	<p>市場経済化、民主化、法治国家化に向けた改正等。</p>
<p>韓国 第6共和国憲法 (1987年制定)</p>	<p>【128条以下】 ①国会の総議員の過半数又は大統領による発議 + ②国会の総議員の3分の2以上の特別多数による議決 + ③国民投票</p>	<p>あり ⊖有権者の過半数の投票(定足数) + ⊖投票者過半数の賛成</p>	<p>0回</p>	<p>新憲法制定後、改正はない。ただし、第二次大戦後5回の全面改正(新憲法の制定)がなされている。</p>